

## 基本金に係る実務上の取扱いについて

昭和52年5月9日  
改正 平成10年5月12日  
最終改正 平成17年6月13日  
日本公認会計士協会

### 目 次

#### 基本金の定義

- 1 - 1 基本金の意義
- 1 - 2 第2号基本金
- 1 - 3 第3号基本金
- 1 - 4 第2号基本金及び第3号基本金の計画的組入れ
- 1 - 5 第4号基本金
- 1 - 6 基本金と減価償却
- 1 - 7 減価償却と基本金の取崩し
- 1 - 8 基本財産と基本金対象資産
- 1 - 9 基本金の組入れと取崩し

#### 基本金の組入れ

- 2 - 1 学生寮は基本金対象資産となるか
- 2 - 2 机、椅子等の補充は、基本金組入れとなるか
- 2 - 3 その他の固定資産は基本金組入対象資産となるか
- 2 - 4 特別寄付金の基本金組入れ
- 2 - 5 取得資産の代価が未払いのときの組入れ
- 2 - 6 未組入高の決定
- 2 - 7 未組入高の計算(その1)
- 2 - 8 未組入高の計算(その2)
- 2 - 9 前年度からの未組入額
- 2 - 10 未組入れと借入金(未払金)
- 2 - 11 消費収支差額と未組入れ
- 2 - 12 建設仮勘定と基本金組入れ
- 2 - 13 特定預金(資産)の積立てと第2号基本金の組入れ
- 2 - 14 第4号基本金の部門別組入れについて
- 2 - 15 担保差し入れ資産と組入れ

#### 基本金の取崩し

- 3 - 1 基準第31条と基本金の取崩し
- 3 - 2 基本金の取崩しの対象となる金額の把握について

- 3 - 3 基本金の取崩しの具体例
- 3 - 4 学生寮の廃止に伴う除却と基本金の組入れ及び取崩し
- 3 - 5 体育館改築計画の廃止と第 2 号基本金の取扱い
- 3 - 6 第 3 号基本金の事業縮小と取崩し
- 3 - 7 取替更新と部門別把握
- 3 - 8 公道として提供した土地に係る基本金について
- 3 - 9 適用初年度における過年度基本金組入れの繰延高について
- 基本金の修正
- 4 - 1 基本金の修正及び取崩し
- 基本金の表示
- 5 - 1 基本金明細表の事項別記載方法
- 5 - 2 基本金修正に係る表示方法
- 5 - 3 建物の取替更新に伴う基本金の表示方法
- 5 - 4 基本金明細表の要組入高及び未組入高の記載について
- 5 - 5 組入計画表における所要見込総額の記載について
- 5 - 6 リース取引と基本金組入れ

#### 参考資料

#### まえがき

本問答集は、昭和 52 年 5 月 9 日に公表されて以来、基本金に関する会計慣行を踏まえて、昭和 55 年 2 月 4 日、昭和 60 年 7 月 15 日、昭和 63 年 6 月 20 日及び平成 10 年 5 月 12 日に一部を改正し、実務に対応してきた。

今般、平成 17 年 3 月 31 日に学校法人会計基準（以下「基準」という。）の一部が改正（「学校法人会計基準の一部を改正する省令」（平成 17 年 3 月 31 日 文部科学省令第 17 号））され、基本金の取崩し要件が緩和されたことから、これまで基本金の「振替・修正減額」で対応してきた基本金要組入額を超える基本金についての実務上の取扱い及び基本金の取崩しに関する取扱いを明確にするため、問答集を改正することとした。

今回の基準の改正の趣旨は、近年の社会経済情勢の変化に伴い、基本金の取崩し要件について見直しを行い、経営の合理化、将来計画等の見直しを行った場合にも取り崩すことができることとされたものである。

従来、基本金の取崩しは、その設置する学校、学部、学科の廃止、定員の減少などその諸活動の量的規模の縮小の場合に限って認められてきた。

しかしながら、学校法人が設置する学校を運営していく上で、運営方針、教育方法、将来計画等様々な見直しが行われている中、その状況に合わせた会計処理も必要となってきた。そこで、従来、学校法人が設置する学校、学部、附属病院などの組織単位（基準第 13 条でいう部門）として区分される場合の廃止のみを対象としていたが、個々の事業の廃止（第 1 号基本金）あるいは基金事業活動の廃止（第 3 号基本金）も諸活動の廃止に含め整理されたものである。また、基準第 30 条第 1 項第 1 号に規定する固定資産を有する必要がなくなった場合（第 1 号基本金）、同条第 1 項第 2 号に規定する金銭その他の資産を将来取得する固定資産

の取得に充てる必要がなくなった場合（第2号基本金）その他やむを得ない事由がある場合にも基本金を取り崩すことができることとなった。

なお、本問答集の見直しは基準改正に係る部分のみ、すなわち基本金の取崩し及び修正に係る部分のみを対象とした。

また、昭和52年に「基本金に関する実務問答集（中間報告）」として公表されて以来、当該標題としたまま改正が図られてきたが、他の報告との整合を図るため、今回の公表を契機に標題を変更し、本問答集を実務の参考に供することとした。

## 基本金の定義

### 1 - 1 基本金の意義

Q 基準第29条では、「学校法人がその諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、その帰属収入のうちから組み入れた金額を基本金とする。」と規定していますが、それぞれどのような意味でしょうか。

- (1) 「その諸活動の計画に基づき必要な資産」
- (2) 「継続的に保持する」
- (3) 「保持するために維持すべき」と「その帰属収入のうちから組み入れた」

A

- (1) 「その諸活動の計画に基づき必要な資産」について

「その諸活動の計画に基づき必要な資産」とは、学校法人の基本的諸活動であるところの教育研究活動に必要な資産をいう。この場合の教育研究活動に必要な資産とは、これを広く解し教育研究活動に直接使用する資産の他、法人本部施設・教職員の厚生施設等も基本金組入れの対象の資産となる。

- (2) 「継続的に保持する」について

「継続的に保持する」とは、ある資産が提供するサービス又はその資産の果たす機能を永続的に利用する意思を持って、法人がその資産を所有するということである。

したがって、(1)にいう「諸活動の計画に基づき必要な資産」であっても、当該資産を取得した時点で将来取替更新する必要がないことが明らかな資産は、基準にいう「継続的に保持する」に該当しないと解すべきであろう。

また、法人が永続的に利用する意思を持って基本金設定の対象となる資産を取得した場合であっても、その後の法人の経営の合理化、将来計画の見直し等により当該資産を永続的に利用する必要がなくなった場合には、その時点で「継続的に保持する」ことに該当しなくなったと解すべきであろう。

なお、継続的保持の判断に当たっては次の点が前提とされているので留意すべきである。

「ア 私立学校振興助成法では、学校法人の責務として当該学校の教育水準の向上に努めなければならないものとしており（私立学校振興助成法第3条）教育水準の低下を来たすような資産の処分は適当ではない。また一時的に教育水準の低下をもたらすことがあっても、速やかに元の水準に引き上げなければならない。

イ 学校法人がその運営を行うために、常に一定額以上の運転資金を保持していなければならない。」（注1）

- (3) 「維持すべきもの」及び「帰属収入からの組入れ」について

「その帰属収入のうちから組み入れた」とは、帰属収入から基本金への組入額を控除することをいい、「これは、学校の設置や規模の拡大その他学校法人の諸活動の計画に基づいて、学校法人が継続的に保持すべきものとして一定の資産を定め、これらの資産の額に相当する金額については、学校法人において継続すべき金額として基本金に組み入れて留保すべきであって（第29条、第30条参照）これを消費支出に充てるべきではないという学校法人会計の基本的な考え方によるもの」（注2）である（これが「保持するために維持すべき」の意味となる。）。したがって、「帰属収入の額からこの基本金組入額を除いた金額が消費支出に充当しうる消費収入の金額になる。」（注3）

また、高額な固定資産の取得に係る基本金組入れを取得年度に集中することは、学校法人の経営状況を歪めることとなる。したがって、取得に先行して、基準第30条第2項に定める組入計画に従い、年次的段階的に基本金組入れを行うことが肝要である。

（注1）野崎 弘編「新版学校法人会計基準詳説」（以下「詳説」という。）平成2年改訂  
100頁

（注2）「詳説」73頁

（注3）「詳説」73頁

## 1 - 2 第2号基本金

Q 基準第30条第1項第2号では、「学校法人が新たな学校の設置又は既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために将来取得する固定資産の取得に充てる金銭その他の資産の額」に相当する金額を基本金に組み入れるものとしていますが、どのような趣旨でしょうか。

A 学校法人の永続的維持のために必要不可欠ないわゆる第1号基本金に係る固定資産は、当然基本金組入れの対象となるが、第2号基本金対象資産は、このような固定資産そのものではない。

第2号基本金は、将来において要組入高対象資産である第1号基本金対象資産の取得源資となることが計画されているので基本金となるのである。

したがって、「取得に充てる金銭その他の資産」とは、第1号基本金対象資産の取得のために内部調達された金銭等のほか、固定資産を取得すべきものとして収受した特別寄付金、施設設備補助金並びにその対価をもって前記固定資産の取得に充てることが定められている金銭又は贈与有価証券等が挙げられる。

そもそも第2号基本金は、いわゆる先行組入れの計画的、段階的な実行を明らかにしようとするものである。

基準は、持続的消費収支の均衡を図る観点から、将来高額な固定資産を取得しようとする場合は、取得年度に基本金組入れが集中することがないように、早めに基本金組入計画を樹立し、取得年度に先行して年次的、段階的に基本金組入れを行うことにより基本金組入れの平準化を図ることを求めている。したがって、各年度の消費収支差額のいかんによって組入額を調整することは避けなければならない。

参考：「学校法人会計基準に基づく基本金組入れについて」（平成8年2月6日、8高法第1号）

### 1 - 3 第3号基本金

Q 基準第30条第1項第3号の「基金として継続的に保持し、かつ運用する金銭その他の資産の額」と第3号基本金引当資産とはどのような関係でしょうか。

A

#### (1) 「基金」について

第3号基本金の対象となる資産には、元本を継続的に保持運用することにより生じる果実を教育研究活動に使用するために、寄付者の意思又は学校法人独自で設定した奨学基金、研究基金、海外交流基金等が該当し、これらが第3号基本金引当資産となる。

#### (2) 基本金対象資産とされる理由

これらの資産が、基本金の対象とされるのは、この基金が寄付者又は学校法人の意思によって、継続的に特定の事業目的のために基金の運用果実をもって運用されなければならないからである。

なお、基金の事業目的ごとに運用規程等を設定すべきである。

### 1 - 4 第2号基本金及び第3号基本金の計画的組入れ

Q 基準第30条第2項では、「前項第2号又は第3号に規定する基本金への組入れは、固定資産の取得又は基金の設定に係る基本金組入計画に従い行うものとする。」とありますが「組入計画に従い」とは、どういうことですか。

A 第2号基本金又は第3号基本金の設定は、固定資産の取得計画又は基金の目的を明らかにした上で計画的に行わなければならない、理事会（評議員会が決議機関である場合には評議員会を含む）の決議も必要であるということである。また、正規の決定機関は、長期的な資金計画に基づく適正規模の計画であるかどうか、学校法人財政の健全性、あるいは学生に係る修学上の経済的負担の軽減の観点も検討し、諸活動の計画を図るべきである。

なお、理事会のみが決定の権限を有する場合であっても、将来の継続的予算措置にかかる事柄であるので、決定に先立ち、あらかじめ評議員会の意見を聞いておくことが望ましい。

### 1 - 5 第4号基本金

Q 基準第30条第1項第4号に規定される「恒常的に保持すべき資金の額」に相当する金額を、基本金に組み入れる趣旨はどのようなことですか。

A 恒常的に保持すべき資金の額を基本金とする趣旨は、学校法人は必要な運転資金を常時保持していなければ諸活動が円滑にできないからとされている。従来は、恒常的に保持する対象は「支払資金」であるとされていたが、昭和62年改正により「資金」となった。

「支払資金」は、基準第6条に定める定義により、現金及びいつでも引き出すことができる預貯金をいうが、第4号基本金に係る恒常的に保持すべき「資金」は、支払資金に限定されないより広い概念であり、他の金融資産をも含むものと考えられる。恒常的に保持すべき資金は、支払資金の不時の不足に充てるための運転資金の性格からみて、随時換金性と元本保証確実性が要求される。

参考：「恒常的に保持すべき資金の額について」（昭和62年8月31日、文高法第224号、文部大臣裁定）

## 1 - 6 基本金と減価償却

Q 帰属収入のうちから施設設備関係支出に相当する額を、「基本金」として組み入れながら、この基本金組入れ対象とされた施設設備の取得価額について減価償却を実施しているのはなぜですか。

A

### (1) 両者を行う理由

基本金組入れは、学校法人が諸活動の計画に基づいて継続的に保持すべきものとして一定の資産を定め、これらの資産の額に相当する額を基本金に組み入れて留保しそれを消費支出に充てるべきでないという学校法人会計の基本的な考え方により帰属収入から控除している。

また、減価償却は、固定資産の価値の減少額を消費支出として認識し、一会計期間の消費収支計算を正しく行うために必要であるばかりでなく取替更新のための資金を内部留保することができる。

これらを行うのは、学校法人を永続的に維持するため、すなわち、学校法人に必要不可欠な資産を自己資金で維持することを目的とするためである。

言い換えるならば、もし、両者の双方又は一方を行わない場合には、学校法人に必要不可欠な資産の耐用年数が終わったとき、その取得原価に相当する資金を法人内に確保しておくことはできないという理由に基づくものである。

### (2) 基準における財産維持構造

基準における財産維持は、貸借対照表借方に「維持すべき資産」を、同貸方に「維持すべき資産に見合う収入を基本金」として計上し（この貸方計上により、帰属収入が当該基本金計上額だけ消費収支計算から除かれることとなる。）以後、当該維持すべき資産について減価償却を実施することにより、当該減価償却累計額に相当する再取得資金の留保を計るという形でなされる。

例えば、100 の維持すべき固定資産があり、この財源がすべて外部からの寄付金でまかなわれ、かつ、毎会計年度、減価償却相当額の帰属収入があったものと仮定すると、固定資産取得時の貸借対照表及び消費収支計算書は、次のようになる。

固定資産取得時	
貸借対照表	
固定資産	基本金
100	100

消費収支計算書	
	帰属収入 100
	組入額 100
0	消費収入 0

すなわち、固定資産の取得に充てられた支出は、資本的支出として貸借対照表借方に計上され、一方、当該固定資産取得のために充てられた収入は、消費収支計算書に計上されることなく（消費収支計算書の表示は、いったん収入で計上された後、基本金組入額として控除されるため最終的には「0」となる。）貸借対照表貸方に基本金として計上されることとなる。

次に、この固定資産について減価償却を実施すると、貸借対照表及び消費収支計算書は次の及びのようになる。

第1回減価償却実施年度（耐用年数10年、残存価額0とする）

貸借対照表			
固定資産	90	基本金	100
その他の資産	10		/
	100		100

消費収支計算書			
減価償却額	10	帰属収入	10
		(消費収入)	/
	10		10

<注> 減価償却累計額 10

減価償却実施完了年度（耐用年数終了時、ただし、備忘価額は考慮しない。）

貸借対照表			
固定資産	0	基本金	100
その他の資産	100		/
	100		100

消費収支計算書			
減価償却額	10	帰属収入	10
		(消費収入)	/
	10		10

すなわち、貸借対照表は、借方固定資産「90」ないし「0」、貸方基本金「100」となり、基準はこの貸借対照表がバランスされる額（減価償却累計額と同額となる。）に相当する額の何らかの資産が学校法人内に留保されることを予定するのである。したがって、両者の双方又は一方が実施されない場合には、当該資産の耐用年数終了時において、当該固定資産の再取得に必要な資産が留保されないこととなるのである。

しかし、上記の例において、基本金組入れを行わなかったとしても、のように、その他の資産が、減価償却実施完了年度において留保され、その貸借対照表の資産は、

で示される基本金組入れを行った場合の貸借対照表上の資産と同一になるため、基本金組入れの実施の効果について疑問をもつ意見もあるが、基本金のもつ意味は、減価償却実施完了年度における再取得資金の留保のみにあるのではなく、固定資産取得時においてその取得源泉が確実に確保されている状態を示すことにある。すなわち、基準は、この消費収支の持続的均衡の財政状態を明らかにすることを期待しているのであり、上記の疑問は、論点が異なるものと言える。

基本金組入れを行わない場合

貸借対照表			
固定資産	0	繰越消費収入超過額	100
その他の資産	100		/
	100		100

### (3) 基本金の意味

このように見てくると、基本金とは帰属収入のうちで学校法人の永続的維持のために必要不可欠となる資産の源泉収入を消費支出に充当させないために把えられた貸方勘定であると言える。

### (4) 二重負担論について

学校法人が永続的に維持されていくためには、何らかの方法でその維持のために必要不可欠な資産の当初の取得資金と、その資産の命運がついた際の再取得資金を負担しなければならないことは確かであるため、基本金組入れと減価償却の両者を実施することが学生等にとって二重負担となるという意見は妥当なものと言えないこととなる。

しかし、財産維持構造においては、いわゆる全体計算の立場から、上記のように解明できるのであるが、基本金組入額と減価償却額とを、いつの年度に負担させるかということについて、期間計算の立場から今後研究する余地が残っているものと思われる。

## 1 - 7 減価償却と基本金の取崩し

Q 基本金対象資産は、減価償却によりその帳簿価額が減少していますが、それについて基本金も減少するのでしょうか。

A 基本金対象資産の帳簿価額は、減価償却により減少するが、それにつれて基本金は減少しない。

その理由は、そのもつ財産維持のための計算構造にあり、詳細は1 - 6を参照のこと。

## 1 - 8 基本財産と基本金対象資産

Q よく基本財産という言葉を使いますが、基本金の組入れ対象となる資産とは同一概念でしょうか。

A

### (1) 「基本財産」について

私立学校法施行規則第3条第5項では、基本財産とは「当該学校法人の設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金をいう。」と定められている。

### (2) 「基本金対象資産」について

基準第 30 条第 1 項に対応する基本金対象資産は、次のとおりである。

学校法人が設立当初に取得した固定資産（法附則第 2 条第 2 項に規定する学校法人以外の私立の学校の設置者にあつては、同条第 3 項の規定による特別の会計を設けた際に有していた固定資産）で教育の用に供されるもの又は新たな学校（専修学校及び各種学校を含む。以下この号及び次号において同じ。）の設置若しくは既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために取得した固定資産。

学校法人が新たな学校の設置又は既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために将来取得する固定資産の取得に充てる金銭その他の資産。

基金として継続的に保持し、かつ、運用する金銭その他の資産。

恒常的に保持すべき資金。

### (3) 両者の関係について

(1)と(2)を比べれば、大要において両者は一致しているが、決して、両者は同一概念ではないことに留意すべきである。

## 1 - 9 基本金の組入れと取崩し

Q 基本金の組入れと取崩しの基本的な考え方について教えてください。

A 「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）」（平成 17 年 5 月 13 日 17 高私参第 1 号 以下「第 1 号通知」という。）(1)によれば、「基本金の組入額及び取崩額の計算は、第 30 条第 1 項各号の基本金毎に、組入れの対象となる金額が取崩しの対象となる金額を超える場合には、その超える金額を基本金の組入額として取り扱うものとし、また、取崩しの対象となる金額が組入れの対象となる金額を超える場合には、その超える金額を基本金の取崩額として取り扱うものとする。ただし、固定資産を取得するために、第 2 号基本金を第 1 号基本金に振り替える場合には、この計算に含めないこと」とされている。

したがって、基本金の組入額と取崩額は部門別に計算を行っている場合などを除き、各号ごとに組入額又は取崩額のいずれかが把握されること及び固定資産の取得計画の実行に伴う第 2 号基本金から第 1 号基本金への振替は、たとえ当期取崩高が把握されたとしても、基本金明細表上は当期組入高において調整することに留意する。このような処理を行うことで、各号ごとの組入高の合計額及び各号ごとの取崩高の合計額が消費収支計算書における当期組入高及び当期取崩高と一致することとなる。その具体例については 3 - 4 及び 3 - 7 を参照されたい。

## 基本金の組入れ

### 2 - 1 学生寮は基本金対象資産となるか

Q 当学校法人は、学生寮を建設し、寮の運営管理はすべて学生の自主に委ねていますが、この施設は、第 1 号基本金組入対象資産として、組入れの対象になるのでしょうか。

A 学校法人が、当該資産について、その諸活動の計画に基づいて、永続的に、必要な資産と判断したときは、第 1 号基本金組入対象資産となる。詳細については、1 - 1 を参照のこと。

なお、第 1 号基本金組入対象資産の範囲については、「昭和 49 年 2 月 14 日 文部省通知、

文管振第 62 号「基本金設定の対象となる資産及び基本金の組入れについて（報告）」（以下「昭和 49 年 2 月文部省通知」という。）を参照。

## 2 - 2 机、椅子等の補充は、基本金組入れとなるか

Q 教室の机、椅子等の補充の場合でも基本金対象資産として組み入れなければならないでしょうか。

A 教室の机、椅子等は少額重要資産といわれ（「昭和 49 年 2 月文部省通知」を参照）教育研究用機器備品とし、基本金組入れの対象としなければならない。

なお、機器備品の取替え、補充などの場合の基本金にかかる処理については上記文部省通知及び 3 - 4 を参照のこと。

## 2 - 3 その他の固定資産は基本金組入対象資産となるか

Q 貸借対照表の「その他の固定資産」に計上されている資産は、基本金組入対象資産となるのでしょうか。

A

### (1) 借地権、電話加入権、温泉権

基準第 29 条、第 30 条によれば、学校法人の諸活動の計画に基づき必要な資産で、その資産を継続的に保持する計画のあるものは、基本金組入対象資産とされているので、借地権、電話加入権、温泉権、水利権等のその他の固定資産であっても、上記の条件に該当するものは、第 1 号基本金組入対象資産として把握すべきである。

### (2) 減価償却引当特定預金（資産）

減価償却引当特定預金（資産）は、一般に保有する減価償却資産の取替えのための取替資金としての積立てと考えられるので、基本金組入対象資産とはなり得ない。

### (3) 退職給与引当特定預金（資産）、収益事業元入金

退職給与引当特定預金（資産）は、その支払いに充てるために積み立てられたものであり、また、収益事業元入金は、投資を目的とする資産（「昭和 49 年 2 月文部省通知」1 - (1) 参照）と同一と考えられるので、基本金組入対象資産とすべきでない。

## 2 - 4 特別寄付金の基本金組入れ

Q 固定資産取得のための用途指定のもとに受け入れた特別寄付金について、特別寄付金の受入年度と実際に固定資産を取得した年度が異なる場合基本金組入れの取扱いはどのようにすればよいでしょうか。

A 第 2 号基本金は、理事会等の決議に基づく組入計画によって組み入れるのであるから、固定資産取得のための用途指定がされた寄付金を受け入れても、直ちに、第 2 号基本金の組入れをすることはない。ただし、取得するものとして指定された固定資産が第 1 号基本金の組入対象資産であり、かつ、金額が重要である場合には、理事会などの決議を経て、組入計画を作成し、第 2 号基本金として組み入れることが適当である。（学校法人委員会報告第 32 号参照）

## 2 - 5 取得資産の代価が未払いのときの組入れ

Q 校舎の改築（契約額 2,800）と機器備品（価額 80）の購入をし、現在使用中ですが、資

金繰りの都合で支払いが次年度以降になります。当年度の基本金としてよいでしょうか。

A 基準の第30条第3項に、「固定資産を借入金(学校債を含む。以下この項において同じ。)又は未払金(支払手形を含む。以下この項において同じ。)により取得した場合において、当該借入金又は未払金に相当する金額については、当該借入金又は未払金の返済又は支払(新たな借入金又は未払金によるものを除く。)を行った会計年度において、返済又は支払を行った金額に相当する金額を基本金へ組み入れるものとする。」という規定が設けられた。(昭和62年基準改正)

したがって、当該未払金相当額を当年度の第1号基本金として組み入れることはできず、未組入高となる。次年度以降の支払った年度で、当該未払金の支払額相当額を基本金に組み入れる。

## 2-6 未組入高の決定

Q 基本金組入れは、その基本金組入対象資産の取得源泉が借入れによってまかなわれた場合又はその代金が未払いの場合には、当該借入金又は未払金の返済又は支払いを行った会計年度において、返済又は支払いを行った金額相当額を基本金へ組み入れることと規定されておりますが、この規定により未組入れとする場合には、当該借入金又は未払金がある場合には、その額を必ず未組入額として繰り延べなければならないでしょうか。

A 「帰属収入のうちから組み入れた金額を基本金とする」(基準第29条)ということは、学校法人の自己資金で取得した固定資産の額を基本金とするということである。したがって、固定資産の取得資金が、借入金又は未払金などの他人資金によっている場合には自己資金による取得とはいえないので、借入金又は未払金などの相当額を未組入額として繰り延べることになる。次年度以降において当該借入金などの返済又は支払額相当額は、自己資金により取得したことになるので組入れすることとなる。ただし、2-7のような例もあるので注意されたい。

## 2-7 未組入高の計算(その1)

Q 校舎の改築をしましたが、下記の場合には未組入高はいくらになるでしょうか。

新築校舎代	1,000
内訳	
第2号基本金に係る自己資金	200
上記以外の自己資金	500
借入金	300
除却した旧校舎に係る基本金	600

(未組入高はないものとする。)

A 未組入高を算定するには基本金と資金との対応関係を次のように考える必要がある。  
新校舎に係る基本金要組入額 1,000 - 除去した旧校舎に係る基本金 600 - 第2号基本金からの振替額 200 = 要組入高 200

新築校舎の基本金で既に組み入れられているのは、除却した旧校舎に係る基本金額 600 と第2号基本金として組み入れられている 200(第1号基本金に振り替えられる。)であり、差し引きした 200 が組み入れられていないこととなる。

一方、資金は、第2号基本金に係る自己資金 200 が積み立てられてあり、残りの 800 の資金が自己資金と借入金によりまかなわれている。

図で示すと次のようになる。

既に基本金に組み入れられている

基本金	第 2 号基本金 への組入高 200	除去した旧校舎に 係る基本金額 600	組み入れられ ていない額 200
	第 2 号基本金 に係る自己資 金 200	自己資金 500 + 借入金 300	
資 金			

(a) (b)

上記のうち、基本金と資金とは(b)の対応関係が明確になっていないが、未組入高の算定の際には既に基本金に組み入れられている分について取崩しをしないものとし、組み入れられていない200についてはその金額の範囲内で基準第30条第3項により借入金による未組入高として翌年度以降に繰り延べる額を算定する。

したがって、借入金は300あるが組み入れられていないのは200であるので、200が借入金による未組入高となる。(注)

(注) 末尾「参考資料」参照

## 2 - 8 未組入高の計算 (その2)

Q 前問の場合、借入金の残高は300であり、200が借入金による未組入高となっています。当該借入金の返済を毎年30ずつ行い、10年で完済する予定ですが、次年度以降は基本金にいくら組み入れたらよいのでしょうか。

A 当該校舎に係る基本金未組入額がある場合には、次年度以降、借入金返済額に相当する金額を未組入額を限度として基本金に組み入れることになる。

未組入高の組入れに当たっては、当年度の借入金の返済から優先して行うことを原則とし、したがって、組入れは毎年30ずつ行い7年目の30のうち20の返済で未組入高の組入れが終了することとなる。

## 2 - 9 前年度からの未組入額

Q 基準の改正省令施行の際、改正前の第30条第2項の規定により、基本金への組入れが昭和63年度以後の会計年度に繰り延べられている金額の取扱いについてはどうなるのでしょうか。

また、省令施行前に、借入金相当額について既に基本金へ組み入れていた場合はどうなるのでしょうか。

A 昭和 63 年度に繰り延べられた未組入額の取扱いについては、改正後の基準第 30 条第 3 項の規定により、当該借入金（学校債を含む。）又は未払金（支払手形を含む。）の返済又は支払（新たな借入金又は未払金によるものを除く。）を行った会計年度において、返済又は支払を行った金額に相当する金額を基本金へ組み入れることとなる。

また、既に基本金へ組み入れた分については従前のおりであり、修正の必要はない。

「昭和 62 年 8 月 31 日文高法第 232 号「学校法人会計基準の一部改正について(通知)」(以下「昭和 62 年 8 月文部省通知」という。) 施行に当たり留意すべき事項 3 - (2)を参照。

## 2 - 10 未組入れと借入金（未払金）

Q 基準第 30 条第 3 項によれば「借入金又は未払金の返済又は支払（新たな借入金又は未払金によるものを除く。）を行った会計年度において、返済又は支払を行った金額に相当する金額を基本金へ組み入れる」とありますが、下記の場合はこれに該当するでしょうか。

- (1) 借入契約を更新したとき。
- (2) A 銀行から借り入れ、B 銀行に支払ったとき。
- (3) 未払金を銀行借入で支払ったとき。

A 「新たな借入金又は未払金によるものを除く。」とは、新たな借入金又は未払金を資金とする既存の借入金又は未払金の返済又は支払いを除外する趣旨である。

したがって、上記のように実質的な返済又は支払いでないものは基本金に組み入れる場合に該当しない。

## 2 - 11 消費収支差額と未組入れ

Q 基本金対象資産を取得したが、全額組み入れると大幅な消費支出超過となり、対外的信用にも影響を及ぼすので、当年度消費収支差額が零となる計算で組入れを行い、残額は未組入れとして処理したいのですが、これでよいでしょうか。

A 根本的には、基本金対象資産を取得する際の、財政措置そのものが「対外信用に影響を及ぼす」ような方法で行われたところに問題がある。[質問]の「処理」は、この財政措置の欠陥を計算書類の上で糊塗しようとするもので認容できない。必要なことは、財政措置を改善することが先決であり、事前に第 2 号基本金への組入れを計画的に実施していくことが期待されている。

[質問]の処理は、消費収支の調整に必要な消費収入額をまず決定し、その残余の帰属収入をもって、基本金組入額を決定しようとする方法であって、これは、消費収支計算の方法（基準第 16 条）に反するものである。

## 2 - 12 建設仮勘定と基本金組入れ

Q 現在校舎を建設中で、この工事関係の支払額は建設仮勘定で処理されています。工事完成は次年度の予定ですが、基本金組入れの時期は、工事引渡しを受け精算振替の時でしょうか。

A 建設仮勘定は、固定資産であるという認識を前提とすれば、自ずから理解されよう。基準第 30 条第 1 項第 1 号に該当する限り、建設仮勘定への支出年度にその支出額を組み入れることになる。

次年度以降の工事完成年度には、建物等の建設総額から、前年度までに組入れ済みの建

設仮勘定相当額を控除した額が基本金要組入額となる。なお、基本金明細表の記載方法は5 - 3を参照のこと。

## 2 - 13 特定預金（資産）の積立てと第2号基本金の組入れ

Q 数年先に高額な固定資産を自己資金により取得することを計画し、基本金組入計画に従い基本金組入れを行う場合、固定資産取得のための特定預金（資産）を計画額と同額だけ積み立てることが必要でしょうか。

A 第2号基本金組入れは、高額な固定資産の取得に係る基本金の組入れが取得年度に集中してその年度の消費収支計算を乱すことのないよう、取得に先行して、基本金組入計画に従って年次的・段階的に行うものである。

第2号基本金の組入れの目的は、将来の高額な固定資産の取得に備えてその取得資金を用意することにあることに照らし、相当する資産を保有しておくこととなる。

したがって、基本金組入相当額を、その組入計画に即した具体的名称を付した「引当特定預金（資産）」として保有することが必要である。

## 2 - 14 第4号基本金の部門別組入れについて

Q 第4号基本金の組入れに関して、法人全体で組入額を計算するのかあるいは部門別に組入額を計算すべきであると考えられるかどちらでしょうか。

A 第4号基本金の恒常的資金の組入れは法人全体で計算するのが原則であり、その結果、部門別に120/100を超過したり又は不足することは止むを得ない。ただし、会計単位及び資金が部門別に独立している場合は第4号基本金の計算を部門別に行うこともできよう。

## 2 - 15 担保差し入れ資産と組入れ

Q 甲法人は、借入金の担保に差し入れた固定資産について、「当該資産は、半ば債権者の所有である」との見解で、いまだに基本金の組入れを行っていません。担保の有無にかかわらず、組入れを行うべきものと考えますがどうでしょうか。

A 基本金の組入れは、対象資産を取得したとき又は対象資産の取得に充てる金銭等について行われる。担保の有無が基本金組入れに影響を及ぼすものではない。なお、担保に供されている資産については、貸借対照表（注記事項）及び借入金明細表（摘要欄記載事項）の記載要件となっていることに留意されたい。

## 基本金の取崩し

### 3 - 1 基準第31条と基本金の取崩し

Q 基準第31条では、「学校法人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額の範囲内で基本金を取り崩すことができる。」と規定されていますが、これらに該当する場合であっても、必ずしも取崩しを行わなくてもよいのでしょうか。

A 「学校法人会計基準の一部改正について(通知)」(平成17年5月13日 17文科高第122号 以下「第122号通知」という。)第三1.(4)なお書きによれば、「第31条各号に該当する場合は、資産を他に転用するなどして継続的に保持する場合はほかは基本金取崩しの対象としなければならないこと」とされている。また、同通知第三1.(3)によれば「基本金を取り崩す場合には、教育の質的水準の低下を招かないよう十分に留意する必要がある

こと」とされている。

したがって、教育の質的水準の低下を招かないよう十分に留意している限りにおいて、基準第 31 条各号に該当し、これに該当する資産等を継続的に保持しない場合には当該基本金は取崩対象額となり、第 1 号基本金から第 4 号基本金の各号ごとに、基本金の取崩対象額が組入対象額を超える場合には、その差額を取り崩すこととなる。

なお、例えば学部又は学科を廃止した場合であっても、当該学部又は学科で使用していた資産を他の学部又は学科等の教育研究活動に転用するなど、今後も当該資産を継続的に保持する場合あるいは除却又は売却した資産と同一種類の資産を再取得する場合には、これに該当する基本金は取崩対象額とすることなくそのまま維持する。

### 3 - 2 基本金の取崩しの対象となる金額の把握について

Q 基本金の取崩しの対象となる金額はどのように把握すればよいのでしょうか。

A

#### (1) 取崩対象額の把握

基準第 31 条の規定により、学校法人は、次のいずれかに該当する場合には、次に定める額の範囲内で基本金を取り崩すことができるとされている。

その諸活動の一部又は全部を廃止した場合、その廃止した諸活動に係る基本金への組入額

その経営の合理化により第 1 号基本金対象固定資産を有する必要がなくなった場合、その固定資産の価額

第 2 号基本金対象資産を将来取得する固定資産の取得に充てる必要がなくなった場合、その金銭その他の資産の額

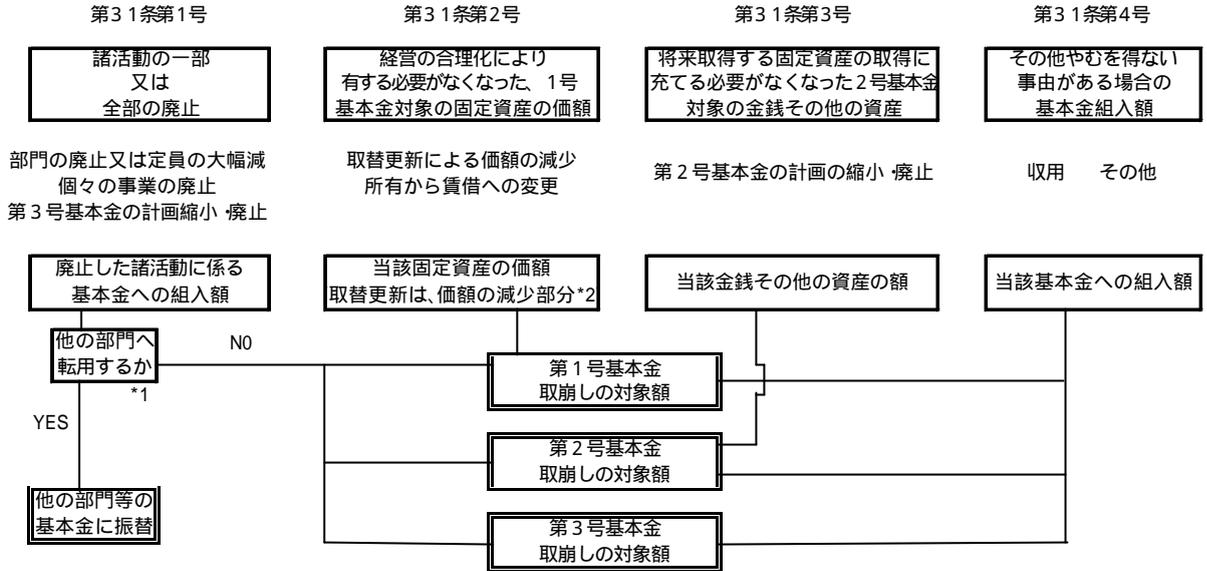
その他やむを得ない事由がある場合、その事由に係る基本金への組入額

これらの要因により把握された金額は基本金の取崩対象額となり、第 1 号基本金から第 4 号基本金の各号ごとに、取崩対象額が組入対象額を超える場合に、その差額を取り崩す。

なお、第 122 号通知によると、 のその他やむを得ない事由がある場合とは、地方公共団体等による土地収用など、学校法人の自己都合による資産の処分ではなく外的要因によるものが該当するものとされている。

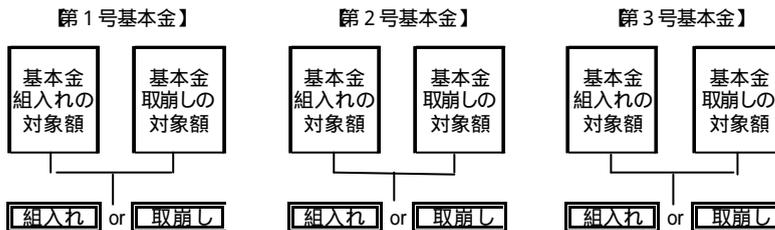
(2) 基本金の組入れ及び取崩しに係る全体的な流れについては、下図を参照されたい。

**取崩しの対象】**



\*1 第4号基本金を部門毎に組入れていた場合、廃止した部門に係る第4号基本金は取崩しの対象額とすることができる。  
\*2 取替更新時の価額の減少部分を次年度以降に有する予定の場合には、当該金額を繰り延べることに留意する。

**【基本金組入額又は基本金取崩額】**



3 - 3 基本金の取崩しの具体例

**Q 基本金を取り崩すことができる場合とは、具体的にはどのような場合ですか。**

A

(1) 第1号基本金を取り崩すことができるのは、基準第31条第1号に定める諸活動の一部又は全部を廃止した場合のほか、同条第2号に定める経営の合理化により固定資産を有する必要がなくなった場合若しくは同条第4号に定めるその他やむを得ない事由がある場合である。

経営の合理化により固定資産を有する必要がなくなった場合とは次のア.の場合で基本金の設定対象となった資産と同一種類の資産を継続的に保持しない又はイ.の場合で当初に取得した資産の価額まで金額水準を回復する予定がない場合が該当する。これらによる基本金の取崩対象額が他の第1号基本金の組入対象額を上回る場合には第1号基本金を取り崩すこととなる。

ア. 所有していた固定資産を維持する必要がなくなったとき

イ. 除却又は売却した資産と同一種類の資産を、当初に取得した資産より低い価額で取得したとき

具体的には次のような例が挙げられる。

- 諸活動の一部又は全部を廃止した場合
  - ・ 学部、学科等を廃止し、又は定員が減少した場合
  - ・ 学生寮事業を廃止した場合
- 経営の合理化により固定資産を有する必要がなくなった場合
  - ・ 複数のキャンパスを統合した場合
  - ・ 学生通学用バスを売却したが、今後取得しない場合
  - ・ 校外の研修施設を処分したが、今後は学内施設において研修を行うこととし、今後再取得しない場合
  - ・ パソコン等の備品を購入して所有することから賃借することに変更した場合
  - ・ 校舎等の建替えに要した額が、当初取得価額を下回った場合
  - ・ 年度一括対応によっている機器備品について、除却資産の取得価額より本年度に取得した資産の取得価額の合計額が少なく、今後当該除却資産と同等の金額水準まで機器備品を取得しない場合

(2) 第2号基本金を取り崩すことができるのは、基準第31条第1号に定める諸活動の一部又は全部を廃止した場合のほか、同条第3号に定める金銭その他の資産を将来取得する固定資産の取得に充てる必要がなくなった場合若しくは同条第4号に定めるその他やむを得ない事由がある場合である。

金銭その他の資産を将来取得する固定資産の取得に充てる必要がなくなった場合とは、組入計画の縮小又は廃止を行った場合などが該当する。これらによる基本金の取崩対象額が第2号基本金の他の組入計画による基本金の組入対象額を上回る場合には第2号基本金を取り崩すこととなる。

具体的には次のような例が挙げられる。

- ・ 施設設備計画を大幅に見直し、計画規模を縮小した場合
- ・ 学部設置計画や体育館新築計画を廃止又は変更した場合

(3) 第3号基本金を取り崩すことができるのは、基準第31条第1号に定める諸活動の一部又は全部を廃止した場合のほか、同条第4号に定めるその他やむを得ない事由がある場合である。

これらによる基本金の取崩対象額が第3号基本金の他の組入計画による基本金の組入対象額を上回る場合には第3号基本金を取り崩すこととなる。

具体的には次のような例が挙げられる。

- ・ 奨学事業を縮小又は廃止した場合
- ・ 教職員の住宅資金借入に係る利子補給事業を見直して廃止した場合
- ・ 配当金を奨学金に充てるように指定されて受け入れた株式の発行会社が銀行取引停止となり、当該有価証券を評価換えしたことにより資産価額が低下したが、他の資産を追加繰入することなく将来計画を見直す場合

なお、基本金を取り崩した場合の基本金明細表の記載例は3 - 4を参照されたい。

### 3 - 4 学生寮の廃止に伴う除却と基本金の組入れ及び取崩し

Q 3棟ある学生寮のうち1棟を取り壊しましたが、学生寮を再取得する場合としない場合

とでは基本金の処理は異なりますか。

A 第1号基本金の取崩しについての取扱いは、3-3(1)に示したとおりであるが、この取扱いについて具体的に示すと次のとおりである。

(1) 除却又は売却した資産と同一種類の資産を再取得する場合

資産を再取得するまで基本金を繰り延べる。

基本金の取崩対象額が組入対象額を下回る場合、その差額を組み入れる。

基本金の取崩対象額が組入対象額を上回る場合、その差額を取り崩す。

(2) 除却又は売却した資産と同一種類の資産を再取得しない場合

基本金の取崩対象額が組入対象額を下回る場合、その差額を組み入れる。

基本金の取崩対象額が組入対象額を上回る場合、その差額を取り崩す。

なお、基本金明細表の記載上の留意点は次のとおりである。

- ・ 当年度の組入れ、取崩しの内訳を記載し、基本金の各号ごとに計算して組入れが多い場合は「当期組入高」、取崩しが多い場合は「当期取崩高」として記載する。
- ・ 第2号基本金から第1号基本金への振替については、上記の計算に含めることなく「当期組入高」の中で取り扱う。
- ・ 各号の「当期組入高」を合計した額が合計欄の「当期組入高」と一致し、各号の「当期取崩高」を合計した額が合計欄の「当期取崩高」と一致する。

これらの処理について、基本金の設定対象となった学生寮（取得価額1,000）を除却した場合について具体例で示すと次のようになる。

(1) 除却又は売却した資産と同一種類の資産を再取得する場合

学生寮を再取得するまで基本金を繰り延べる。

事 項	要組入高	組入高	未組入高	摘要
第1号基本金				
前期繰越高	10,000	10,000	0	
当期組入高				
建 物				
学生寮除却	1,000			
翌年度基本金組入れの繰延高	1,000			
計	0	0	0	
当期末残高	10,000	10,000	0	

除却した資産の取得価額以上の価額で再取得する学生寮のほか、本年度中に取替更新により取得した教育研究用機器備品があり、その取得価額（2,000）は除却資産の取得価額（500）とこのほかに除却した車両の取得価額（1,000）の合計額を上回ったため、その上回った額（500）に相当する基本金を組み入れる。

事 項	要組入高	組入高	未組入高	摘要
第1号基本金				
前期繰越高	10,000	10,000	0	
当期組入高				
建 物				
学生寮除却	1,000			
翌年度基本金組入れの繰延高	1,000			
小 計	0	0	0	
教育研究用機器備品				
機器備品取得高	2,000			
機器備品除却高	500			
小 計	1,500	1,500		
車両運搬具				
通学用バス除却高	1,000	1,000		
計	500	500	0	
当期末残高	10,500	10,500	0	
合 計				
前期繰越高		10,000	0	
当期組入高		500		
当期末残高		10,500	0	

再取得を予定している学生寮の価額は 800 であり、除却した学生寮の取得価額 (1,000) を 200 下回っている。また、本年度中にこの他に取替更新により取得した教育研究用機器備品の取得価額 (1,500) は除却資産の取得価額 (2,000) を下回ったが、その下回った額の合計額 (700) については資産を再取得しないため、借入金の返済に伴う過年度未組入れに係る組入れ 100 との差額 (600) について基本金を取り崩す。

事 項	要組入高	組入高	未組入高	摘要
第1号基本金				
前期繰越高	10,000	9,000	1,000	
当期取崩高				
建 物				
学生寮除却	1,000			
翌年度基本金組入れの繰延高	800			
小 計	200	200	0	
教育研究用機器備品				
機器備品取得高	1,500			
機器備品除却高	2,000			
小 計	500	500	0	
過年度未組入れに係る組入れ		100	100	
計	700	600	100	
当期末残高	9,300	8,400	900	
合 計				
前期繰越高		9,000	1,000	
当期取崩高		600		
当期末残高		8,400	900	

(2) 除却又は売却した資産と同一種類の資産を再取得しない場合

他の種類の資産の取得に係る基本金の組入対象額 (1,200) があるときは、取崩対象

額（1,000）を上回る額（200）を基本金に組み入れる。

事 項	要組入高	組入高	未組入高	摘要
第1号基本金				
前期繰越高	10,000	10,000	0	
当期組入高				
建 物				
校舎建築	1,200			
学生寮除却	1,000			
計	200	200	0	
当期末残高	10,200	10,200	0	

他の種類の資産の取得に係る基本金の組入対象額（700）が取崩対象額（1,000）を下回るので、その差額（300）が第1号基本金の取崩額となる。

なお、第2号基本金の計画廃止は800であり、当年度組入計画は500である。

事 項	要組入高	組入高	未組入高	摘要
第1号基本金				
前期繰越高	10,000	10,000	0	
当期取崩高				
建 物				
校舎建築	700			
学生寮除却	1,000			
計	300	300	0	
当期末残高	9,700	9,700	0	
第2号基本金				
前期繰越高		1,500		
当期取崩高				
講堂建築計画廃止に伴う取崩し		800		
建築計画		500		
計		300		
当期末残高		1,200		
合 計				
前期繰越高		11,500	0	
当期取崩高		600		
当期末残高		10,900	0	

### 3 - 5 体育館改築計画の廃止と第2号基本金の取扱い

Q 体育館改築計画に基づき、第2号基本金の組入れと特定資産の積立てを実施してきましたが、本年度においてこの計画の廃止を決定しました。この場合、この第2号基本金はどのように処理すべきでしょうか。

A 固定資産の取得計画に基づき、第2号基本金の組入れと特定資産の積立てを行う場合には、具体的かつ確実な計画に基づいて慎重に実施されるべきであり、安易な計画によって実施することは慎まなければならない。

しかし、計画の見直しにより質問のような事態に至った場合には、当該特定資産及び第2号基本金はその意義を失うこととなり、基本金の取崩対象額が把握される。

なお、計画の見直しを行い、計画の縮小又は廃止を決定した場合の「第2号基本金の組

入れに係る計画表」においては、計画を変更した旨の記載を行い、「基本金組入計画及びその実行状況の摘要欄」に基本金の取崩し対象としたことを記載することとなる。

この処理について、計画廃止 1,000 のほか、校舎完成 3,000 に伴う第 2 号基本金から第 1 号基本金への振替が 2,000、他の計画による第 2 号基本金の当期組入れが 1,800 あった場合を具体例で示すと次のようになる。

事 項	要組入高	組入高	未組入高	摘要
第 1 号基本金				
前期繰越高	10,000	10,000	0	
当期組入高				
建 物				
校舎建築	3,000	1,000		
第 2 号基本金から振替		2,000		
計	3,000	3,000	0	
当期末残高	13,000	13,000	0	
第 2 号基本金				
前期繰越高		3,500		
当期組入高				
講堂建築計画		1,800		
第 1 号基本金への振替		2,000		
体育館建築計画廃止に伴う取崩し		1,000		
計		1,200		
当期末残高		2,300		
合 計				
前期繰越高		13,500	0	
当期組入高		1,800		
当期末残高		15,300	0	

### 3 - 6 第 3 号基本金の事業縮小と取崩し

Q 経済環境の変化に伴い、運用果実による奨学事業を縮小しました。このような場合、第 3 号基本金はどのように処理すべきでしょうか。

A 寄付者又は学校法人の意思に基づき、元本を継続的に保持運用するために基本金の対象とされ組み入れられた第 3 号基本金は、本来取り崩すべきものではない。

しかし、質問のような事情の中で、寄付者等の意思を損なわず、教育水準の質の低下を伴わないような奨学事業の見直しを行い、基金を縮小した場合には、縮小した金額に相当する第 3 号基本金引当資産及び第 3 号基本金はその意義を失うこととなり、基本金の取崩対象額が把握される。

なお、計画の見直しを行い、事業の縮小又は廃止を決定した場合の「第 3 号基本金の組入れに係る計画表」においては、計画を変更した旨の記載を行い、「基本金組入計画及びその実行状況の摘要欄」に基本金の取崩し対象としたことを記載することとなる。

この処理について、第 1 号基本金で組入れが 3,000 あり、第 3 号基本金において国際交流基金の新設が 1,000、奨学基金の縮小が 2,000 あった場合を具体例で示すと次のようになる。

事 項	要組入高	組入高	未組入高	摘要
第1号基本金				
前期繰越高	10,000	10,000	0	
当期組入高				
建 物				
校舎建築	3,000	3,000		
計	3,000	3,000	0	
当期末残高	13,000	13,000	0	
第3号基本金				
前期繰越高		3,200		
当期取崩高				
国際交流基金		1,000		
奨学基金縮小に伴う取崩し		2,000		
計		1,000		
当期末残高		2,200		
合 計				
前期繰越高		13,200	0	
当期組入高		3,000		
当期取崩高		1,000		
当期末残高		15,200	0	

### 3 - 7 取替更新と部門別把握

Q 基本金は、諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、部門別に組入れを行うことになっていますが、基本金を取り崩すかどうかの判断、すなわち今後資産を継続的に保持するかどうかの判断も部門別に行うのでしょうか。

A 基本金要組入額は、原則として基本金の設定対象資産と結び付けて算定され、基本金の組入計算も各法人の実態に応じて部門別に行うこととなっていることから、基本金の取崩しについても原則として部門別に判断することとなる。

しかし、基本金の設定対象資産を複数の部門で共用したり、使用する部門が変更されることもあるため、学校法人がその諸活動の計画に基づき必要な資産を法人全体をもって判断し、継続的に維持すべき金額を基本金としている場合には、基本金の取崩しについても法人全体をもって判断することも認められよう。

このことを具体例で示すと次のとおりである。

#### 第1号基本金の設定対象機器備品の部門別増減表

部 門	期 首 残 高	当 期 増加高	当 期 減少高	期 末 残 高
学 校 法 人	500	10	-	510
大 学	2,000	200	100	2,100
短期大学	800	30	50	780
総 額	3,300	240	150	3,390

上記のほかに第2号基本金について 大学で計画の廃止が10、短期大学で新たな計画が20あり、第3号基本金について 大学で奨学基金の廃止が30、短期大学で基金の新設が10あるものとした場合の号別の増減表

部門 基本金	学校法人	大学	短期大学	合計 (全体の場合)
第1号	10	100	20	90
第2号		10	20	10
第3号		30	10	20

- (1) 資産を継続的に保持するために維持すべき金額を、部門別に判断している場合  
第1号基本金

法人部門：組入れ 10 (10 0)  
 大学部門：組入れ 100 (200 100)  
 短大部門：取崩し 20 (30 50)

第2号基本金及び第3号基本金

それぞれの増加額又は減少額が、組入れ又は取崩しとなる。

他の号も含めた消費収支内訳表の記載例

部門 科目	学校法人	大学	短期大学	総額
帰属収入合計	100	900	500	1,500
基本金組入額合計	10	100	30	140
消費収入の部合計	90	800	470	1,360
(参考)				
基本金取崩額	0	40	20	60

基本金明細表の例

事 項	組入高
第1号基本金	
当期組入高	
教育研究用機器備品	
機器備品取得高	110
当期取崩高	
機器備品除却高	20
第2号基本金	
当期組入高	
講堂建築計画	20
当期取崩高	
整備計画廃止に伴う取崩し	10
第3号基本金	
当期組入高	
奨学基金	10
当期取崩高	
奨学基金廃止に伴う取崩し	30
合 計	
当期組入高	140
当期取崩高	60

- (2) 資産を継続的に保持するために維持すべき金額を、法人全体をもって判断している場

合

この場合、部門別の組入額及び取崩額は、合理的な基準により按分計算しなければならない。

記載例における按分計算の前提

大学と短期大学は資産を共有しており、その使用割合を3：2と仮定して按分している。また、奨学基金も共通の基金として運用しており、その使用割合を3：1と仮定して按分している。

#### 第1号基本金

全体：組入れ 90 (240 150)  
法人部門：組入れ 10 (10 0)  
大学部門：組入れ 48 (90 10) × 3 ÷ 5  
短大部門：組入れ 32 (90 10) × 2 ÷ 5

#### 第2号基本金

全体：組入れ 10 (20 10)  
大学部門：組入れ 6 (20 10) × 3 ÷ 5  
短大部門：組入れ 4 (20 10) × 2 ÷ 5

#### 第3号基本金

全体：取崩し 20 (10 30)  
大学部門：取崩し 15 (10 30) × 3 ÷ 4  
短大部門：取崩し 5 (10 30) × 1 ÷ 4

#### 他の号も含めた消費収支内訳表の記載例

科目 \ 部門	学校法人	大学	短期大学	総額
帰属収入合計	100	900	500	1,500
基本金組入額合計	10	54	36	100
消費収入の部合計	90	846	464	1,400
(参考)				
基本金取崩額	0	15	5	20

#### 基本金明細表の例

事 項	組入高
第1号基本金	
当期組入高	
教育研究用機器備品	
機器備品取得高	90
第2号基本金	
当期組入高	
講堂建築計画	10
第3号基本金	
当期取崩高	
奨学基金廃止に伴う取崩し	20
合 計	
当期組入高	100
当期取崩高	20

### 3 - 8 公道として提供した土地に係る基本金について

Q 校地の一部を無償で公道に提供した場合、基本金はどのようにすればよいでしょうか。

A 公道として提供した土地が学校の教育活動に支障を生じさせる程度に大きい面積である場合又は学校の設置基準に定める校地面積に相当食込む面積である場合は、代替地を取得する必要があることにかんがみ、譲渡土地に係る基本金は、その代替地に係る基本金とならなければならないので、基本金要組入額及び基本金組入額を減額することは妥当ではない。

しかし、公道に提供した結果、学校の土地が狭隘となっても教育活動に支障を生じないこと及び設置基準に定める所要面積に不足することがないこと並びに今後代替地を取得しないことを前提条件とすれば、基本金組入れの対象資産である土地勘定の額を減額する会計処理を行った場合には、当該土地の取得価額に相当する金額が基本金の取崩対象額となる。

### 3 - 9 適用初年度における過年度基本金組入れの繰延高について

Q 適用初年度における過年度基本金組入れの繰延高の処理はどのようにすればよいでしょうか。

A 第1号通知 (2)によれば、「平成17年4月1日現在有している基本金の繰延額は、学校法人がその諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものを除き、平成17年度決算の基本金取崩しの対象とすること」とされている。したがって、平成17年4月1日現在の「過年度基本金組入れの繰延高」については、継続的に保持するために維持する場合には次年度以降に繰り延べ、継続的に維持する必要がない場合には平成18年3月31日をもって終了する会計年度の基本金の取崩対象額に含めることとなる。

これらの処理について、「過年度基本金組入れの繰延高」が3,000ある場合について具体例で示すと次のようになる。

(1) 「過年度基本金組入れの繰延高」3,000のうち2,000の金額水準を維持する場合

事 項	要組入高	組入高	未組入高	摘要
第1号基本金				
前期繰越高	10,000	10,000	0	
当期組入高				
建 物				
校舎建設	1,500			
過年度基本金組入れの繰延高	2,000			
過年度基本金繰延高の取崩し	1,000			
翌年度基本金組入れの繰延高	2,000			
計	500	500	0	
当期末残高	10,500	10,500	0	

(2) 「過年度基本金組入れの繰延高」3,000すべてを維持しない場合

事 項	要組入高	組入高	未組入高	摘要
第1号基本金				
前期繰越高	10,000	10,000	0	
当期取崩高				
建 物				
校舎建設	1,500			
過年度基本金繰延高の取崩し	3,000			
計	1,500	1,500	0	
当期末残高	8,500	8,500	0	

## 基本金の修正

### 4 - 1 基本金の修正及び取崩し

Q 基本金の修正と取崩しとはどのような点が相違するのでしょうか。

A 基本金の修正とは、過年度の基本金に誤謬があった場合に正しい額に修正することをいう。したがって、過年度に基本金の過大計上又は過小計上があった場合の基本金の修正は、消費収支計算を通して行われるため、当年度の基本金の組入対象額となる。

これに対し基準第31条に定める基本金の取崩しは、前年度繰越消費収入超過額（又は前年度繰越消費支出超過額）に直接加算（又は減算）されることとなるので、当年度の基本金組入額の計算に影響することはない。

## 基本金の表示

### 5 - 1 基本金明細表の事項別記載方法

Q 基本金明細表において、当期組入高及び当期取崩高については、組入れ及び取崩しの原因となる事実をそれぞれの金額ごとに記載することになっていますが、これらの事項別記載は、科目別記載で差し支えないでしょうか。また、過年度未組入高の当期組入高については、その旨一括記載して差し支えないでしょうか。

また、「前期繰越高の1/100に相当する金額」という場合の前期繰越高とは何を指すのでしょうか。

A 原則として、勘定科目のみによる記載は認められない。したがって、要因別に記載する必要がある。ただし、第3号基本金以外の基本金については、当期組入れの原因となる事実に係る金額の合計額が各号別の前期繰越高（組入高）の1/100に相当する金額（その

金額が3,000万円を超える場合には3,000万円)を超えない場合には、資産の種類等により一括して記載することができる。

過年度の未組入高の当期組入高の表示方法については、「過年度未組入高の当期組入高」と一括表示して差し支えないが同組入高を要因別に、例えば次のように表示することが望ましい。

事 項	要組入高	組 入 高	未組入高	摘要
第1号基本金				
過年度未組入高の当期組入高				
新築校舎に係る借入金返済に伴う組入高		×××	×××	
同上学校債償還に伴う組入高		×××	×××	

### 5 - 2 基本金修正に係る表示方法

Q 過年度に組み入れられた機器備品、図書等で基本金の誤謬が発見された場合、基本金明細表において、当該修正をどのように修正するのが妥当でしょうか。

A 基本金明細表において修正増減額を例えば、次のように表示する方法もある。

事 項	要組入高	組 入 高	未組入高	摘要
第1号基本金				
当期組入高				
過年度組入高の修正増額				
教育研究用機器備品	×××	×××	×××	
その他の機器備品	×××	×××	×××	
過年度組入高の修正減額				
教育研究用機器備品	×××	×××	×××	
その他の機器備品	×××	×××	×××	

また、上記の修正は、原則として、消費収支計算書を通じて修正するのが妥当である。質問のような消費収支計算書の表示は、当期の「基本金組入額合計」の中に修正増減差額を含めて一括表示して差し支えない。

したがって、当期分と過年度分と二段書き表示する必要はない。

また、誤謬による修正額がある場合には組入額がマイナスになってもやむを得ない。

### 5 - 3 建物の取替更新に伴う基本金の表示方法

Q 旧校舎が老朽化したため同隣接地に新校舎を建設中であり、当年度中に完成する予定です。また、旧校舎の取壊しも当年度中に完了する予定です。この場合に、基本金明細表において、差額組入れ表示してよいでしょうか。

A 差額組入れ表示で差し支えない。同差額組入れの表示に当たっては、例えば、次のように表示することが望ましい。

事 項	要組入高	組 入 高	未組入高	摘要
第1号基本金				
当期組入高				
第 号校舎建設費の 総額	1,000	400		
同上に係る建設仮勘 定振替高	300			
除却旧第 号校舎に 係る既存の基本金	100			
小 計	600	400	200	

#### 5 - 4 基本金明細表の要組入高及び未組入高の記載について

Q 改正後の基本金明細表の作成に当たり、第2号基本金及び第3号基本金の「要組入高」並びに「未組入高」の欄に金額を記載しないこととなっているのは、どのような理由でしょうか。

A 固定資産の取得事実又は文部大臣裁定によって組入れを要する額が確定する第1号基本金及び第4号基本金に係る未組入額は、翌年度以後に組み入れていくことを要する額として貸借対照表上に注記表示される必要があるものである。

これに対し、第2号基本金及び第3号基本金に係る組入予定額及び組入目標額は、基本金組入れの計画であり、将来の事情に応じ変更もされ得るという予定的・可変的な性格を持っており、したがって、計画表に記載されるものである。

以上のような理由から改正後の基本金明細表の様式において、第2号基本金及び第3号基本金については、「要組入高」並びに「未組入高」の欄に「-」が記されていると考えられる。

したがって、この欄には金額を記載してはならない。

#### 5 - 5 組入計画表における所要見込総額の記載について

Q 旧校舎（取得価額2億円）を取り壊し新校舎を建設する予定です。校舎の改築に要する金額を6億円と見込んでいます。第2号基本金の組入れに係る計画表の摘要欄の所要見込総額は6億円と記載するのでしょうか。なお、旧校舎については全額基本金組入済みです。

A 文高法第232号「学校法人会計基準の一部改正について（通知）」によれば、取得更新の場合には、除却資産の取得価額を控除した額を「取得額」として記載することとなる。

したがって、所要見込総額も、改築に係る建設費6億円から旧校舎の取得価額2億円を控除した4億円で記載されることになる。

#### 5 - 6 リース取引と基本金組入れ

Q 教育用に使用するコンピュータをリースにより導入することになりました。このリース契約では、リース期間経過後に所有権が当校に移転することになっています。このコンピュータは固定資産に計上し、基本金組入れの対象とすべきでしょうか。

A リース取引はファイナンスリース取引とオペレーティングリース取引とに分けられるが、

ファイナンスリース取引とは、リース期間の中途において契約を解除できないリース取引で、借手が当該契約に基づき使用するリース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受でき、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引をいい、オペレーティングリース取引とは、ファイナンスリース取引以外のリース取引をいう。ファイナンスリース取引のうち所有権移転ファイナンスリース取引は、通常の売買取引に準じた会計処理を行う。

したがって、質問のコンピュータは固定資産に計上し基本金の組入れ対象となる。（「リース取引に関する会計処理及び監査上の取扱い」学校法人委員会報告第 37 号参照）

以 上